



税務情報

経済産業省 — オープンイノベーション促進税制に係る申請ガイドラインを公表

経済産業省は5月25日、2020年度税制改正で導入されたオープンイノベーション促進税制について、4月1日に開設した[「オープンイノベーション促進税制」](#)のページに以下の申請ガイドラインを掲載しました。

(これまで掲載されていた制度概要資料「[『オープンイノベーション促進税制』について](#)」(PDF 591.8KB) (e-Tax News No.189「[2020年度税制改正関連情報 - オープンイノベーション税制/消費税通達/法人事業税](#)」(2020年4月2日発行)にてお知らせしています。)は、上記ページから削除されています。)

- [オープンイノベーション促進税制の利用を検討されている事業者の皆様へ](#)(PDF 1,580KB)

この申請ガイドラインは以下の4章から構成されている48ページの資料で、制度概要資料(12ページ)から大幅に内容が充実しています。

本税制は、条文体系が複雑であることや多くの要件が付されていることから、制度の全体像を把握するのは難解ですが、この申請ガイドラインでは図を多く用い、平易な言葉で要点がまとめられており、内容の理解に役立ちます。また、各章の末尾にはFAQが設けられているほか、適宜条文からは読み取りにくい取扱いの趣旨にも触れられています。

第1章 対象法人(出資側)要件

本税制の対象法人は、「青色申告書を提出する法人で、スタートアップ企業とのオープンイノベーションを目指す株式会社その他これに類する法人」とされていますが、その対象法人が主体となるCVC(コーポレート・ベンチャーキャピタル)が出資をする場合にも、本税制の対象となります。この章では、CVCを経由した出資について、本税制の対象となるケースとならないケースを図示しています。

第2章 スタートアップ企業(受け手側)要件

対象法人から出資を受けるスタートアップ企業の要件のうち、2つの資本関係要件(①1つの法人グループによる出資割合が1/2以下であること、②法人による出資割合が2/3未満であること)について、資本関係の判定における留意点が整理されています。

第3章 出資要件

対象法人のスタートアップ企業への出資に関する要件として、5つの要件が紹介されています。そのうち、その出資がオープンイノベーションに向けた取組の一環で行われる出資であることを担保するためのオープンイノベーション要件(①事業活動の内容に関する要件、②スタートアップ企業の経営資源に関する要件、③スタートアップ企業への協力に関する要件)について、それぞれ①～③を満たす場合と満たさない場合を、具体例によって対比しながら解説しています。

第4章 手続

- 本税制における所得控除の適用要件として、対象となる取得株式の取得価額の25%以下の金額を特別勘定の金額として経理することとされています。これは所得控除額の管理について会計上の受入れを要請するものであり損金経理に限るものではない旨が示されるとともに、会計処理の例として利益剰余金の処分により目的積立金を積み立てる方法が紹介されています。
- 本税制では、対象法人が取得株式を5年以上保有する予定であることが必要とされており(第3章の出資要件の1つ)、5年の間にオープンイノベーションの継続が確認できない等の取崩し事由に該当した場合には、特別勘定を取り崩し、その取崩し額を益金に算入しなければなりません。取崩し事由は複数規定されていますが、この章では、取崩し事由の一部について具体例を用いて取崩し額の算出方法を示しています。

KPMG 税理士法人

info-tax@jp.kpmg.com

home.kpmg/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降における正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2020 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.